

奈良県告示第三百九十九号

昭和五十六年四月奈良県告示第五号（宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引主任者証の交付を受けようとする者が受講しなければならない講習の指定）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から施行する。

平成二十二年三月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

二を次のように改める。

二 他の都道府県知事が、宅地建物取引業法第二十二條の二第二項及び第二十二條の三第二項の規定において準用する同法第二十二條の二第二項の規定により指定する講習

（当該他の都道府県知事が実施するものを除く。）